

第2号様式

令和2年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和3年2月26日（金）13：30～15：00 法務省大臣官房施設課協議室 令和3年3月12日（金）13：15～14：30 法務省大臣官房施設課協議室 令和3年3月18日（木）13：30～14：30 法務省大臣官房施設課協議室	
委員	角田 茂（大学参事）※委員長 只木 誠（大学教授） 遠藤 和義（大学教授）	
審議対象期間	第3回 令和2年8月1日から令和2年11月30日まで	
抽出案件	総件数 274件	(備考)
工 一 般 競 争	205件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	41件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
業 一 般 競 争	19件	
簡易公募型競争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	7件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持ち回り開催とした。

意見・質問	回答
<p>1 工事の発注状況について 入札不調・不落案件一覧のうち、「中止」とは何か。</p>	<p>本省発注の松江刑務所収容棟D等（新営）工事において、建築工事の入札が不落となったため、その後に開札予定であった電気設備工事及び機械設備工事について、開札前に2つの入札を「中止」としたものである。</p>
<p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし</p>	
<p>4 指名停止の運用状況について 意見・質問なし</p>	
<p>5 その他 審議対象期間が令和2年の8月から11月までのところ、低入札価格調査の案件が多いのは、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえると、業者が法務省の仕事を取りに来ているということか。</p>	<p>令和元年度に比べて、令和2年度は本省発注案件の応札者数も増えており、法務省の案件に対して業者の関心が高くなっていると思われる。</p>
<p>6 工事抽出案件について (1) 大阪医療刑務所新営（建築）工事 段階的選抜方式において、業者数が10者以上となってもよいのか。 施工体制ヒアリングを2者が辞退しているが、これは低入札価格調査の辞退と同じことか。</p>	<p>同点の業者について同順位として選抜に含まれるものとしたため、11者が選抜される結果となった。 施工体制ヒアリングは、調査基準価格を下回った入札を行った業者に対して、工事の施工体制の予定等をヒアリングし、しっかりとした体制で工事ができるかということを確認するものである。</p>

**(2) 令和 2 年度中央合同庁舎第 6 号館
非常照明用直流電源装置等改修工事**

更新された蓄電池自体は、汎用性のあるものか。

蓄電池自体は汎用性があるものの、蓄電池の更新に伴って電源装置の制御盤の試運転を実施する必要があるため、それが実施できる保守管理会社と随意契約を締結したものである。

7 業務抽出案件について

(1) 令和 2 年度大阪拘置所車庫・鍛錬場・待機所実施設計業務

技術提案書の提出者を 4 者に絞るという規定があるのか。

簡易公募型プロポーザル方式の調達手続を定めた法務省の通知において、工事概算額を基準として選定者数を決めるものとしている。

技術提案書の提出者を選ぶ際の技術者等の実績の評価については、どのようなポイントの評価するのかについて、業者は分かるのか。

選定する基準は、入札説明書に記載している。入札に参加する業者はその基準を踏まえた上で、配置予定技術者を提示することになる。

配置予定技術者の評価に係る同種・類似業務の実績は過去 10 年、法務省実績は過去 5 年としているが、この要件の差には理由があるのか。

同種・類似業務の実績は、入札の競争参加の資格要件であるため、広く業者の参加を促す観点から、10 年という長い期間で設定している。

他方、法務省実績は総合評価落札方式における加点要素であるため、短い 5 年という期間で設定している。

(2) 川越少年刑務所職員宿舍等実施設計業務

入札結果において、総合評価点でかなりの差があるが、原因は何か。

総合評価の加点において、入札金額が低い方が、価格評価点が高くなる仕組みを採用している。本案件では、予定価格の範囲内で安価に入札してきた者がいるため、総合評価点にばらつきが出る結果となったものである。

(3) 令和 2 年度甲府地方検察庁青沼職

<p>員 宿舎等工事監理業務</p> <p>本案件は一者応札であるが、自社のほかに入札参加者がいるかどうかを調べることはできるのか。</p> <p>結果として一者応札になったということか。</p>	<p>電子調達システムを利用した入札であり、自社のほかに参加業者がいるかどうかや参加者数は分からない仕組みである。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>(4) 令和元年度東京拘置所旧庁舎保存改修実施設計業務（第2回変更）</p> <p>事前に旧庁舎の劣化の程度は分からなかったのか。</p> <p>当初の契約に係る簡易公募型プロポーザル方式の入札においては、何者が参加したのか。</p> <p>旧庁舎は文化財の指定を受けているのか。</p> <p>本案件のように保存しなければならない建物がほかにもあるのか。</p>	<p>事前の調査は行っていたものの、耐震改修等の設計を実施するために必要な数値等が不足していることが明らかとなったため、変更契約で調査内容を追加したものである。</p> <p>2者の参加があった。</p> <p>文化財の指定は受けていない。</p> <p>法務省の近代建築として残っているのは本案件の旧庁舎のみである。</p> <p>旧庁舎以外は全て建て替えられており、現存していない。</p>